

令和4年3月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年3月15日(火)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時20分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	欠席	20	中山 幸光	欠席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	欠席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	藤田 亮輔
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄		
議案	議案第101号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第102号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第103号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第104号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第105号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第106号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第107号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第108号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
	議案第109号	農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(さいたま中央地区)				
	議案第110号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に対する意見決定について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第6条の2第1項の規定による報告(一般法人)について ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について ・農地改良の届出(市街化調整区域)について ・2a未満農業用施設の届出について ・営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告 					

1 開 会
関口会長職務代理者

只今から、令和4年3月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。

はじめに、事前に送付されております月例総会開催通知のとおり、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、担当委員からの議案説明は省略し、補足等がある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、この会議は議事録作成をする必要があり、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。

2 会議成立の報告
関口会長職務代理者

本日は、在任委員21名中、小泉委員、中山委員、小林委員が欠席されていますので、出席委員は18名です。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。

3 署名委員の指名
関口会長職務代理者

議事録署名委員として、
議席番号6番 西形 知行 委員
議席番号7番 石井 栄寿 委員
を指名いたします。

<p>議 長</p>	<p>それではさっそく議案審議に入らせていただきます。 本日は参考人として農業政策課が待機しておりますので、議案第110号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に対する意見決定についてを先に審議いたします。 既に各地区審議会において農業政策課より説明をいただき、各地区にて慎重審議の結果、「意見なし」との報告を受けております。 審議の前に、本日、農業政策課長から、議案に対する発言を求められております。 ついては、出席いただき、発言していただいでよろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>—反 対 意 見 な し—</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、さいたま市農業委員会会議規則第8条第3項に基づき発言を許可しますので、入室を認めます。</p> <p>—農 業 政 策 課 長 入 室—</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、説明をお願いします。</p>
<p>農業政策課長</p>	<p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正」につきましましては、農業経営基盤強化促進法の改正、それに伴い埼玉県の基本方針が変更されたことを受けて、市の基本構想を変更するものでございます。 主な改正点としましては、法律の改正により、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことにより、同事業に関する規定を削除しております。 また、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標について、県の目標値が年間280人から330人に変更されたことに伴い、市の目標を年間13人から15人に変更しております。すでに、本市においては、さいたま市農業振興ビジョンにおいて、過去の実績を基に新規就農者数を年間15人と設定しております。 農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、将来にわたり地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります、関係機関と連携を図りながら新規就農者の確保に向けた取組を推進してまいります。 つきましては、この目標を計画的に達成していくため、引き続き、農業委員の皆様におかれましては、各地域でのお力添えをお願いいたします。 説明は以上となります。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 農業政策課長、本日はありがとうございました。ご退席頂いて結構です。</p> <p>—農 業 政 策 課 長 退 室—</p>

以上、議案第110号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構
想の一部改正に対する意見決定について質問等のある方は、挙手をお願い
いたします。

質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第110号について、賛成の方の挙手を求めます。

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成でございます。
議案第110号について、意見なしとして決定いたします。

議	長	<p>続きまして、議案第101号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、2番については、議案第103号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号4番、5番と関連案件のため、議案第103号と併せて審議いたします。</p> <p>議案書に記載されているもの以外で補足説明がある場合に、説明をお願いします。</p>
		番号3番、片柳地区、小山委員より何かございますか。
小 山 委 員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小 山 委 員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、大久保地区、高崎委員より何かございますか。</p>
高 崎 委 員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、大門地区、石井委員より何かございますか。</p>
石 井 委 員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、番号1番、2番を除く議案第101号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
		質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。
		番号1番、2番を除く議案第101号について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員		— 総 員 賛 成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>番号1番、2番を除く議案第101号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第102号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石川委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石川委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第102号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第102号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第102号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きますして、議案第103号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>先に番号9番を審議します。</p> <p>この案件は、横山委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>横山委員には審議終了まで退出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 横 山 委 員 退 席 —</p>
議	長	番号9番、片柳地区、小山委員より何かございますか。
小 山 委 員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第103号、番号9番について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第103号、番号9番について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
各 委 員		
議	長	<p>総員賛成でございますので、議案103号、番号9番について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、横山委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 横 山 委 員 入 室 —</p>
議	長	では、改めまして審議に入りたいと思います。
小 島 委 員		番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。
小 島 委 員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉 山 委 員		ありません。

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号3番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。
杉山委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号4番につきましては、農地法第3条の規定による許可申請について、議案第101号番号1番との関連案件です。指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		今回の目的は営農型太陽光パネルであります。この度、他業者が申請地の空中部分に太陽光パネルを設置するということから、区分地上権の設定のために農地法第3条の申請をします。それと共に、太陽光パネルを支えるための支柱部分の一時転用として、この度の農地法第5条の申請となります。 なお、申請地につきましては、地権者が耕作するのではなく、別業者が耕作するとのことで、利用権設定済みであります。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号5番につきましては、農地法第3条の規定による許可申請について、議案第101号番号2番との関連案件です。指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		先の説明のとおりです。 なお、申請地については、地権者が耕作することとなっております。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号6番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号7番、三橋地区、山本委員より何かございますか。
山本委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号8番、片柳地区、小山委員より何かございますか。
小山委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号10番、三室地区、西形委員より何かございますか。
西形委員		ありません。

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号11番、新和地区、事務局より何かございますか。
事務局		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号12番、新和地区、事務局より何かございますか。
事務局		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号13番、新和地区、事務局より何かございますか。
事務局		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号14番、川通地区、井原委員より何かございますか。
井原委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号15番、川通地区、井原委員より何かございますか。
井原委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号16番、川通地区、井原委員より何かございますか。
井原委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号17番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。
本田委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号18番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。
本田委員		ありません。
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号19番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号20番、慈恩寺地区、事務局より何かございますか。
事務局	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号21番、慈恩寺地区、事務局より何かございますか。
事務局	ありません。
議長	ありがとうございました。 以上、農地法第3条の規定による許可申請について、議案第101号番号1番、番号2番及び、番号9番を除く議案第103号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
西形委員	番号16番について伺います。 今回の目的は駐車場で既存施設の拡張とありますが、既存地と申請地との間が道路で隔たれており、隣接地ではありませんが、拡張と判断され得る条件等はあるのでしょうか。
事務局	既存施設と拡張部分との利用が、一体的なものであるか否かにつきましては、土地利用の実態に即して判断されます。 今回の案件につきましては、既存施設に新たな建物が設置されたことに伴い、既存駐車場が狭小となりました。これを解消するため新たに駐車場を設置する必要が生じたことから、一体利用と見なされました。 なお、既存施設と拡張部分が距離的にあまりにも隔たりがある場合につきましては、拡張と判断できないと思料します。
議長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第101号番号1番、番号2番及び、番号9番を除く議案第103号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第101号番号1番、番号2番及び、番号9番を除く議案第103号について、許可することと決定いたします。

議	長	<p>続きまして、議案第104号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p>
		<p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小島委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石川委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号5番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号6番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号7番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		<p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号8番、春岡地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		<p>ありません。</p>

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号9番、片柳地区、小山委員より何かございますか。

小山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号10番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号11番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号12番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号13番、大久保地区、高崎委員より何かございますか。

高崎委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号14番、野田地区、浅子委員より何かございますか。

浅子委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号15番、野田地区、浅子委員より何かございますか。

浅子委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号16番、野田地区、浅子委員より何かございますか。

浅子委員 ありません。

議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号17番、新和地区、事務局より何かございますか。
事	務	ありません。
局		
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号18番、新和地区、事務局より何かございますか。
事	務	ありません。
局		
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号19番、和土地地区、濱野委員より何かございますか。
濱	野	ありません。
委		
員		
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号20番、和土地地区、濱野委員より何かございますか。
濱	野	ありません。
委		
員		
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号21番、川通地区、井原委員より何かございますか。
井	原	ありません。
委		
員		
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号22番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関	根	ありません。
委		
員		
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号23番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関	根	ありません。
委		
員		
議	長	ありがとうございました。 続きまして、番号24番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関	根	ありません。
委		
員		

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号25番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号26番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号27番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号28番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号29番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号30番、慈恩寺地区、事務局より何かございますか。

事務局 ありません。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号31番、慈恩寺地区、事務局より何かございますか。

事務局 ありません。

議長 ありがとうございます。
以上、議案第104号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。
議案第104号について、賛成の方の挙手を求めます。

各委員

— 総員賛成 —

議

長

総員賛成ですので、議案第104号について、原案どおり意見決定することといたします。

議 長	<p>続きまして、議案第105号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、日進地区、山本委員より何かございますか。</p>
山 本 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西 形 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、西浦和地区、高崎委員より何かございますか。</p>
高 崎 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、尾間木地区ですので私の案件ですが、特に問題はありません。</p> <p>続きまして、番号5番、大門地区、石井委員より何かございますか。</p>
石 井 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第105号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第105号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第105号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第106号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議します。</p> <p>番号1番から3番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第106号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第106号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第107号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号8番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第107号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第107号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第108号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。</p> <p>番号1番、大砂土地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>	
事	務	ありません。	
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号2番、春岡地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>	
事	務	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。</p> <p>譲受人は新規就農者となりますが、市が行っている就農に向けた農業研修を終了しておりますので、技術的には問題なく周辺農地への影響等も無いものと思われます。権利関係は使用貸借権でして、5年10か月間借り受けるものです。営農計画、農機具の保有状況も問題ないものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>	
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号3番、三室地区、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>	
事	務	ありません。	
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第108号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第108号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>	
各	委	員	— 総 員 賛 成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第108号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>	

議 長	<p>続きまして、議案第109号、農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。</p> <p>この案件は、西澤委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、西澤委員には審議終了まで退出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 西澤委員退席 —</p>
議 長	<p>それでは事務局より補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。</p> <p>農地利用集積計画(案)に対する意見(さいたま中央地区)についてですが、総数で588筆、面積が391,732.91㎡です。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第109号、農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
高 松 委 員	<p>これだけの土地を集積するにあたり、どれほどの期間を要したのでしょうか。</p>
本 田 委 員	<p>8年間要しました。</p> <p>なお、集積する農地の割合は、さいたま中央地区内でも95%以上であり、これほどの割合の農地を集積した前例は全国的にもないものと思われます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第109号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第109号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p> <p>それでは、西澤委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 西澤委員入室 —</p>

5 報告事項	
議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和4年2月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言 本田会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これをもちまして、令和4年3月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>